



戸田からご支援のみなさんへ

2007年8月30日記

4/25高裁不当判決→最高裁上告以降、4ヶ月も報告が遅れて大変すみませんでした！

不当弾圧を受けて闘っている戸田を支援し注目していただいているみなさん、「戸田を支援する会」（略称）の報告通信が本来の予定よりも4ヶ月も発送遅れになってしまって大変すみませんでした。

HPご覧の方には経過が分かって、そうでない方々には「裁判はどうなった？」、「議員は続けられるのか？」等のご心配をかけたまま失礼をしてしまいました。

4月市議選と4/25高裁判決を前になされた前回発送から約5ヶ月、4/25高裁不当判決・5月最高裁上告後すみやかに報告作成・発送すべき時期からやく4ヶ月、こんなにも遅らせてしまったのは、ひとえに戸田が「今回は戸田からのメッセージと近況報告ピラを作って同封するから、ちょっと発送待っというて」と言いながら、実際にはそれを作れずにズルズルともたついてしまったためでした。

事情としては4月市議選での全力投球、国民投票法反対闘争、5月新議会での不当差別人事との闘争、事務スタッフの急な退職とその補充、政務調査費領収書公開闘争、連帯ユニオン第5次逮捕事件、6月議会闘争、保育園民営化問題、参院選運動、日恵製作所事件、新スタッフの急な退職と後継者探し、議員合宿、等々あってどうしても支援する会報告に気持ちを集中できないままに時間が過ぎてしまいました。（現在は事務所スタッフがまだ見つからず困ってます）

高裁ではたった1回の審理だけで4/25不当判決！それは市議選連続トップ当選の3日後だった！

◆地裁不当判決粉碎の闘志を燃やして臨んだ控訴審でしたが、大阪高裁は門真市民1名・東京の元ベテラン市議1名の証人採用をしたものの、それは形式だけで、審理は2/28の第1回公判だけで打ちきりし、さっさと4/25の判決日を決めました。そして危惧された通り、1審判決内容そのまま踏襲（部分的にはさらに改悪）の控訴棄却の不当判決で戸田に「公民権停止2年＝議員即刻クビ切り・選挙への立候補禁止2年間、追徴金や罰金など560万円」が言い渡されたのです。（※判決の解説と批判はこの裏面に記載してあります）

◆これは実に、4/22市議選で戸田が2959票を獲得して「門真史上初の得票率6%超での連続トップ当選」を果たしたわずか3日後のことでした！

門真市民は、あれだけの「晒し者的弾圧」があり、「共産党も諸手を挙げて賛成」の戸田への「全会一致での辞職勧告決議」があり、3ヶ月の投獄があったにも拘わらず、「弾圧不当！戸田断固支持！」の民意を明示したのであって、大阪高裁の裁判官達はこの民意に敵対し、門真市内外から提出された3000筆の「議員クビ切りの地裁判決是正要求」署名を踏みにじって、権力追従の不当判決を出したのです。

※市議選において戸田は、今度も「HPでの選挙宣伝や投票呼びかけ」を公示前から選挙期間中を貫いただけでなく、今回はさらに「選挙ポスターの掲示」や「個人演説動画配信」までも堂々で行ない、権力によるHP言論抑圧を全くさせず、先駆例をまた開拓しました。これを実行した候補者は日本全国で戸田だけです。

舞台は最高裁に移りました。遠藤弁護士に切り替え、上告趣意書提出期限の9/28から、新たな裁判闘争が始まります。



もちろん当方は、最高裁に上告し争っています。（議員としての身分は保持してますのでご安心を）最高裁では事実争いができず憲法違反問題にのみ限定されるので、憲法訴訟の専門家である若手の遠藤比呂通（ひろみち）弁護士にお願いすることになりました。（遠藤氏は大阪市の日雇い労働者への住民票削除問題で労働者に味方して裁判をしている気鋭の人権派弁護士としても有名。この裏面で紹介）

裁判の状況としては、遠藤弁護士が闘志満々で膨大な資料を調べながら「上告趣意書」という詳しい書面を作成中で、これの提出期限が9月28日。それから最高裁がそれを検討して1年程度で結論を出してくるものと予測されます。

最高裁は普通は公判が開かれず、ある日突然判決が郵送されてくるのがほとんどなので、今後の「裁判闘争」としては、最高裁がしっかり審理するよう提出書面を強化しつつ、世論への訴えを継続することだろうと思います。

起訴されてしまったら無罪確率が0.1%から0.2%しかない（！）という異様な日本の司法の中での闘いですが、少なくとも戸田への議員クビ切り処分は憲法違反の量刑として崩せるはず。今後も市民のための議員として力一杯闘っていきますので、ご支援よろしくお願いします。・・・最後にみなさんに、残暑お見舞い申し上げます。お元気で！

4/25高裁判決はここが不当！永嶋弁護士の解説

三審判決は、検察官の主張をそのままぞった一審判決を、おおむねそのまま繰り返していますが、2点にわたって、一審判決よりさらに無理な判断をしています。

第1は、収支報告書の虚偽記入の点です。

実際の経過としては、事務員のMさんが彼女自身の判断で、収支報告書から90万円の寄附を外しました。戸田さんは、この寄附のことを、多忙の中で完全に忘れてしまっていて、彼女の作ったまま収支報告書を提出したのです。

実際の経過がこのようなものだったことは、証拠上、間違いがないので、一審判決は戸田さんを有罪にするために、「被告人戸田が被告人組合による寄附を失念していたとしても、それは正確に収支報告をしようとの意思がなかったことの結果というべきであり、被告人戸田に虚偽記入の概括的故意があったことは優に推認できる」と言いました。

「概括的故意」というのは、例えば、人混みに向かって爆弾を投げるような場合に使います。

多数の死傷者が出るのはわかっているから、死ぬのは誰かという具体的な認識がなくても殺人の故意は成立する、それを概括的故意というのです。一審判決は、戸田さんを有罪にするのに、概括的故意などという、苦しい言い訳をするしかなかったわけです。しかし、収支報告書の虚偽記入は、人混みに向かって爆弾を投げるのとは違います。

具体的な特定の記入について嘘を書いた、という認識がない限り虚偽記入罪は成立しないのです。

二審では、虚偽記入罪について概括的故意による有罪などありえないと言うことを力を入れて主張しました。

それに対する二審の判断は、戸田さんはわかって虚偽記入をしたから、概括的故意など持ち出すまでもない、というものでした。一審は、戸田さんが忘れていたというのは否定できないから、それを前提に、概括的故意という無理なこじつけをしました。

それを被告人に批判されると、今度は、二審は、前提の事実、つまり戸田さんは忘れていたというところをねじ曲げてしまったわけです。もちろん、二審で何か、新しい証拠が出てきたわけではないのに。

さらに、一審判決のように、虚偽記入罪で概括的故意を認めた有罪だと、法令解釈に関する重要な誤りとして上告理由にできるのですが、二審判決のように、証拠を全く無視して、戸田さんはわかってやった、と言われてしまうと、単なる事実誤認になってしまって、上告理由にするのは難しいのです。

第2は、労働組合の政治活動の自由をどう考えるか、という点です。

本件では、労働組合員の個人からの寄附でしたから、一審では、組合からの寄附ではなくて、組合員からの寄附だという主張だけをして、労働組合からの寄附だったらどうなるか、という主張はしませんでした。

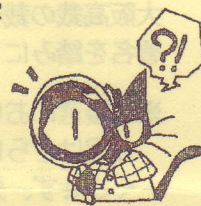
しかし、一審判決は、我々の主張を認めませんでした。

そのため、二審では、新たに、仮に寄附が労働組合からのものだったとしても、政治資金規正法で労働組合からの寄附を禁止していること、それ自体が憲法違反だ、という主張をしたのです。

これに対する二審の判断は、労働組合の政治的な自由というのは憲法上当然に認められているわけではない、法律で制限するのは構わない、というものでした。しかし、政治献金も、政治活動の自由の一内容だと考えれば、労働組合の政治活動をそう簡単に、制限できるものではないはずです。

労働組合による政治献金をどう考えるかという点は、アメリカでは、連邦最高裁でつい最近まで熾烈に争われていました（最終的には規制を認めたのです）。

労働組合の政治献金に対する規制の合憲性について、日本の裁判所が正面切って言及したのは、今回が初めてのはずです。



以上のとおり、二審判決は、一審判決からさらに踏み込んだ、非常に大きな問題をはらんだ判決だと言うことができます。

遠藤 比呂通（えんどう ひろみち）弁護士： 元東北大学法学部助教授で専攻は憲法学。1996年辞職後、大阪で弁護士に。著書に「市民と憲法訴訟」信山社／3780円 など。1960年生まれ。

・・・日本最大のドヤ街・大阪の釜ヶ崎で十年前から弁護士活動をしている。だがそれ以前は将来を嘱望された気鋭の憲法学者だった。偶然訪れた釜ヶ崎で衝撃の体験をした。その年の暮れから学生を連れての炊き出しを始めた。やがて大学を辞し釜ヶ崎に入り、日雇い労働者とともに鉄筋を担ぐ日々を送っていた。そんな時、カマに必要なのは法律屋なんだと周囲から言われ、弁護士登録をしたのだった。日本の最底辺から憲法を考え、被差別部落の人びと、ホームレスたち、在日韓国・朝鮮人、元ハンセン病患者、沖縄反戦地主など、一貫して周縁の人びとやマイノリティーの救済に取り組む。憲法に規定されている人権が守られるためには、何よりも実際の裁判の場面で闘い、勝利しなくてはならない。憲法訴訟を実践の場で検証することにもなった。・・・



日恵製作所（本社 門真市桑才新町）のセクハラ事件対応に関する「門真市男女共同参画推進条例」違反疑念についての調査・指導の申入れ

門真市長 園部一成 殿

2007年8月14日

門真市市議会議員

戸田ひさよし

事務所：〒571-0048 大阪府門真市 新橋町12-18 三松マンション207

電話：06-6907-7727 FAX：06-6907-7730

門真市桑才新町33-9にある「日恵製作所」大阪本社（代表取締役 恩田恵）について、以下に述べるように、また別紙資料で示すように、「門真市男女共同参画推進条例」の遵守について極めて疑わしい状況があるので、速やかに調査して必要な措置を取られること、並びに調査の結果や措置の内容を当職に文書連絡されるよう申し入れます。

1：日恵製作所は、「名古屋ふれあいユニオン」（名古屋市中区正木4-8-8 メゾン金山711 運営委員長：浅野文秀）から「名古屋営業所の女性社員に対して06年3月に大阪本社幹部がセクハラ事件を起こし、退職に追い込んだ」として企業責任と賠償を追及されている。

2：06年3月3日、合同社員旅行参加のために大阪に来ていた、名古屋営業所勤務の女性事務員Sさん（当時24歳）に対し、大阪本社の総務部課長でSさんの入社試験の面接官でもあるA課長は、Sさんの信頼心を悪用し、旅行出発前の「大阪見物」と偽り、大阪市内のラブホテルに連れ込み、体に触るなどの行為に及んだ。

Sさんは事件後、社員旅行に予定通り参加したが、旅行の間ずっと暗い気持ちだった。

3：社員旅行後の3月15日、A課長は名古屋営業所を訪れ、勤務中にも拘わらず長時間に渡り、Sさんの態度が変わったことを非難し、「もしラブホテルの中で、最後までいっていたら（SEXまでしていたら）そんな平気な風（抗議的な態度）に話してられない」、「掌中の鳥は擁護するけれど、離れた鳥はズドンと撃つ」といった発言を繰り返し、被害者をさらに精神的に追い詰めた上で、退職勧奨を行なった。

精神的に追い詰められたSさんは、まもなく職場から退職した。

4：1人で悩んで困り果てたSさんは、06年4月に名古屋ふれあいユニオンに加盟し、同ユニオンは会社を相手に交渉を開始した。ユニオン側の要求は、「Sさん退職事件を企業内でのセクハラであったと認定し、会社の責任を認め、Sさんに損害賠償をせよ」というもの。

5：セクハラが社会的に見ても大問題になっているにもかかわらず、会社側はユニオンが介入するまで、社内調査を全くせず、交渉が始まってからも、被害者に対し、関係・好意があったのではないかという侮辱発言、セカンド・ハラスメント行為を繰り返し行ない、不誠実極まりない対応で、まともに解決する姿勢が見えない。

また、「Sさんの退職理由は、SさんのFAXミス」だとか、「退職勧奨は加害者・A課長の勝手な行為」、「退職勧奨は幹部会で決まったこと」と、次々に退職理由を変えた。

また、「あれは会社のセクハラではなく、プライベートのことで」と強固に主張する一方で、「では、どういうものが会社のセクハラになるのか？」という質問に対しては、「分からない」と説明ができなかった。

◆2～5のユニオン主張によれば、この事件が「企業内でのセクハラ事件」である事は動かし難いものであるのに、日恵製作所大阪本社がそれを認識しようとしないうえ、04年段階で既に男女雇用均等法においてセクハラ防止に関する規定がなされ、企業がセクハラ対策を整えることを要請されていた事や、05年3/31には「何人もセクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。」と明言し「事業者の責務」も規定した「門真市男女共同参画推進条例」が施行されていた事に関して、企業として余りに無知無策で、法令・市条例遵守の姿勢が無かった事が十分に伺える。

6：さらに同社は、上ユニオンからの協力要請を受けて、当職が6月7日に事件解決申し入れのFAXを送り、また翌8日の同ユニオン主催の同本社前抗議宣伝と解決申し入れ行動に同行し、社外でアピールをする共に社屋内で対応に出た同社幹部に対して事件解決申し入れ発言を行なって、その後様子を見守っていたところ、当職と被害当事者・労組4者と一緒に突如、「7/31文書」（別紙資料）を送りつけて「8/10までに名誉毀損の慰謝料としてに1000万円支払え」という趣旨の脅迫を行ない、当職がそれに対して「8/7抗議文」を出して謝罪を求めても、「8/9文書」を送りつけて居直りを重ねた上に、当職のHP記事を即時全面削除せよという要求まで出してきた。

◆今年4月に施行された男女雇用均等法改正では、企業に「9項目例示」などセクハラ対策を定めるよう義務付けているが、「1000万円脅迫」などの対応を見れば、同社がこうした法的義務を果たさず、ましてや「門真市男女共同参画推進条例」などは一顧だにせず踏みにじっている疑いは極めて大きい。

当職らに対する上記脅迫行為は、法令及び市条例違反を指摘・通報する者に対する公益に反する口封じ攻撃であり、当職ら4者は精神的にも必要金銭を含めた対応労力的にも、多大で耐え難き被害を同社から受け続けている。

よって当職は、日恵製作所大阪本社に対する門真市としての厳正な調査と改善指導を求める次第である。

(戸田HPから) 8/24

日恵製作所が戸田らに「1000万円払え！」と脅迫事件！ 07/08/17up
門真市本社幹部のセクハラ事件居直りと、被害女性・支援者への口封じ脅迫徹底糾弾！！

◎門真市内の日恵製作所が戸田に「8/10までに1000万円払え！」と脅迫文書！！



問合せ・抗議先

◎ 最新情報は「ちよいマジ掲示板」か「自由論争掲示板」の方を覗いて見て下さい！

日恵製作所大阪本社
代表取締役 恩田
恵

日恵製作所セクハラ事件を訴える名古屋ふれあいユニオン06年5月ピラ

株式会社日恵製作所HP

〒571-0043

大阪府門真市桑才新
町33-9

TEL:06-6908-6930

FAX:06-6908-9865

新谷 俊彦(シンタニ トシヒコ)弁護士の紹介

日恵製作所と新谷弁護士からの7/31脅迫文書

貴組合及び貴殿らは、平成19年6月8日、当社本社社屋前や門真市駅前において、当社の責任を認めよと迫る街頭宣伝とピラ配布を行いました。

貴殿らの行った街頭宣伝及びピラ配布は、当社及び当社代表取締役恩田恵(以下「当社社長」といいます)の名誉及び信用を著しく毀損するもので、

目的の公益性及び事実の公共性に欠けるのみならず、その宣伝内容も事実と反しております。

よって、当社及び当社社長は、貴組合及び貴殿らに対し、連帯して、慰謝料として金1000万円を支払うことを要求致します。

平成19年 8月10日までに支払い又はこれに代わる誠意ある書面による回答がない場合には、民事刑事両面にわたる法的措置を取ることを検討しておりますので、

念のため、ここに申し添えます。…後略

全文はこちらから(画像) テキスト

◎日恵が8/16文書でまたHP記事削除要求！でも慰謝料請求はしない弱腰はなぜ？ (07/08/18)

◎法強化以前の判例見ても日恵は200%敗訴と確信。新谷君、懲戒請求待ってろよ！ (07/08/18)

◎戸田HPで日恵糾弾レベルアップ！ネット世界でも日恵事件広がる！ (07/08/18)

◎8/16被害女性が門真市役所に来て人権擁護委・相談員に実情を訴えた！

8/16日恵製作所からのHP削除要求文書(画像) テキスト

◎8/14戸田が門真市に「男女共同参画条例」違反疑念で日恵への調査指導を申し入れ！ (07/08/14)

◎8/10戸田が日恵製作所について労基署・労働局に調査・監督を申し入れ！ (07/08/10)

◎日恵が8/9文書で新たに戸田HP記事の全面削除も要求し提訴威迫。許さん！ (07/08/09)

新谷弁護士から8/9に届いた内容証明文書(画像) テキスト

◎戸田が本日8/7「脅迫に対する抗議糾弾および要求書」を日恵に発送したぞ！ (07/08/08)

◎名古屋ふれあいユニオンから日恵・恩田への「8/6抗議文」が出されました！ (07/08/07)

◎さてと、戸田もそろそろ抗議文でも出していこうかな！新装宣伝カーも出番か？ (07/08/07)